⑵　随時の申請時期は、平成31年（2019年）３月１日以降とする。

なお、平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）において全省庁統一の競争契約の参加資格を付与されている場合もしくは平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）において、機構の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請を付与されている場合は、特定調達契約に係る平成31・32・33年度（2019・2020・2021年度）における競争参加者に必要な資格の付与されている者として扱うので、本公示に基づく資格審査を改めて受ける必要はない。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法

機構所定の「一般競争参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）は、当ホームページよりダウンロードする。

https://www.nite.go.jp/

また、ダウンロードできない場合は、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する。

⑵　申請書の提出方法

申請書は、次の申請書等の関係書類を持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。製造又は物件の買入れ等（物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け）

一　申請書

二　添付書類

イ　営業経歴書

ロ　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）、身元証明書又はその写し（個人の場合）

ハ　財務諸表類（法人の場合）、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

ニ　納税証明書の写し（直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況について税務官署が発行する証明書（個人にあっては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）による別紙第９号書式その３又はその３の２、法人にあっては、その３又はその３の３）。ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）

⑶　その他

①　⑵に掲げる諸証明書については、内容が鮮明であれば複写機等による写しをもって代えることができる。

なお、公的機関が発行する書類については、発行日から３ヶ月以内のものとする。

②　⑵に掲げる添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。

③　申請書類は、日本語で記載するものとする。また、添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付する。

④　申請書類の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載する。

４　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者

⑴　契約規程第７条に該当する者　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　契約規程第８条に該当し、期間を定める一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　申請書若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

５　競争参加者の資格及びその審査

⑴　物品の製造・販売等についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

①　資格

予定価格の金額に応じ、物品の製造・販売、役務の提供等、物品の買受ごとに、別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり区分して資格を定める。

②　資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　生産高又は販売高等

二　経営規模

イ　自己資本額

ロ　機械設備等

三　経営比率

流動比率

四　営業経歴

営業年数

③　資格の等級の決定方法

製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式　ａ＋ｂ＋ｃ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ　物品の製造にあっては別表第１の年間平均生産高、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第４の年間平均販売高等に対応する数値

ｂ　物品の製造にあっては別表第２の自己資本額及び機械器具等の価格のそれぞれに対応する数値の合計値、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第５の自己資本額に対応する数値

ｃ　物品の製造にあっては別表第３、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあっては別表第６の流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する数値の合計値

※計算方式により算出した合計（最高点）は、100点とする。

６　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

７　資格の有効期間

平成31年（2019年）４月１日から平成34年（2022年）３月31日までとする。

なお、２の⑵により随時申請した場合は、資格認定の日から平成34年（2022年）３月31日までとする。

８　その他

⑴　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

一般競争参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争参加資格の審査の申請を行うことができる。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の事業者が他の事業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した事業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた事業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社